

富田林市工事成績評価点活用基準

（趣旨）

第1条 本市において、技術と経営に優れた地元業者の育成と努力した業者が報われる仕組みの構築を目指し、市内業者対象に発注された建設工事に対して工事成績評価点を反映させる制度を導入するものです。

（対象工事等）

第2条 対象工事は、契約検査課発注工事で且つ富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱（平成12年要綱第58号）第5条第2項及び第6条に規定する市内業者の全ての建設工事を対象工事とする。ただし、次に該当する工事を除くものとする。

（1）緊急工事及び年間単価契約に基づく工事。

（2）契約金額が50万円未満の工事。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当するときは、評価の対象とすることができる。

（1）故意又は重大な過失により著しく粗雑であった工事。

（2）発注担当課の長が特に評価の必要があると認めた工事。

（評価者）

第3条 工事成績の評価者は、検査職員並びに一般監督員、主任監督員、総括監督員とする。

（評価の方法）

第4条 評価は工事ごとに独立して行うものとする。

2 評価は評価者が確認した事項を各評価内容についての運用表に基づき、厳正かつ的確に行うものとする。

3 評価者が複数の場合は、それらの者が協議のうえ、評価を行うものとする。

4 評価は富田林市建設工事等検査要綱（平成26年要綱第93号）によって行うものとする。

（評価の時期）

第5条 一般監督員、主任監督員、総括監督員は対象工事が完成した段階で評価を行い、検査員は竣工（完了）検査時に評価するものとする。

（工事成績評価点通知方法と公表）

第6条 工事検査復命後速やかに、工事成績評価点の通知について（様式4）を契約検査

課より F A X にて受注者に通知する。

2 前項の規定により通知した場合は、通知日から起算して 7 日以降に契約検査課において閲覧により公表を行うものとする。

（説明請求対応）

第 7 条 前条第一項に規定する通知を受けた者は、その通知内容について説明請求を行う場合は、工事成績評価点の通知を受けた日から起算して 7 日以内に、工事成績評価点結果に関する説明請求書（別紙 1）により、説明請求を行うことができる。

説明請求があった場合は、その請求書を受理した日から起算して 1 4 日以内に工事成績評価点結果に関する説明請求書に対する回答書（別紙 2）により契約検査課より F A X にて回答するものとする。なお、回答書は、審議会（別表）にて作成するものとする。

又、審議会に諮ったにもかかわらず再度回答を求められた場合は、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会に諮り、回答するものとする。なお、再々説明請求はできないものとする。

（工事成績評価点反映方法）

第 8 条 全建設工事において、業種毎に 1 ケ年度の工事成績評価点の平均点を算出し、次々年度の富田林市建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱（平成 1 2 年要綱第 5 8 号）第 5 条による等級別区分を行う際に、主観的点数として、表 1 に基づき総合評点を加減することができる。

ただし、等級別区分 C 業者の工事成績評価点の平均点が 8 0 点以上になった場合は、次々年度の等級別区分を行う際の表 1 に基づく加減をしないものとし、次々年度に等級別区分された等級の 1 等級下位まで入札参加資格を与えるものとする。

表 1. 工事成績評価点の平均点に伴う加減点一覧

工事成績評価点の平均点	加減点	備 考
0 点以上 ～ 5 0 点未満	－ 2 0	
5 0 点以上 ～ 5 5 点未満	－ 1 5	
5 5 点以上 ～ 6 0 点未満	－ 1 0	
6 0 点以上 ～ 6 5 点未満	－ 5	
6 5 点以上 ～ 7 0 点未満	± 0	
7 0 点以上 ～ 7 5 点未満	＋ 5	
7 5 点以上 ～ 8 0 点未満	＋ 1 0	
8 0 点以上 ～	＋ 2 0	
工事实績が無い場合	± 0	

（小数点以下四捨五入）

2 条件付一般競争入札において、工事成績評価点の平均点を入札参加資格とする工事発注を行う。

(次々年度の第1期～第4期発注予定工事公表分が対象)

65点以上の業者対象工事 . . . 工事の種別毎に30%程度
(小数点以下は四捨五入)

* 工事实績が無い場合は、65点と評価する。

* 発注予定工事が中止、延期の場合は変更有。

3 富田林市入札等参加停止要綱（令和2年要綱第7号）第3条第1項及び第2項による入札等参加停止措置を受けた場合は、当該反映措置を取消すものとする。ただし、工事成績評価点の平均による加減点が0未満になった者を除く。

(附則)

本基準は、平成20年6月1日以降に工事成績評価をしたものに適用する。

(附則)

本基準は、下水道担当課で発注されたものは、下水道課と読みかえる。又、適用する要綱等についても同様とし、平成21年8月1日以降に工事成績評価をしたものに適用する。なお、第8条については平成22年4月1日以降に工事成績評価をしたものに適用する。

(附則)

本基準は、平成23年4月1日以降から適用する。

(附則)

本基準は、令和2年4月1日以降から適用する。

(附則)

本基準は、令和3年4月1日以降から適用する。

(附則)

本基準は、令和7年4月1日以降から適用する。

(別表)

審議会の構成

会長	副会長	
総務部長	産業部長 契約担当課長 (調整担当)	契約担当課 参事 契約担当課 課長代理 契約担当課 主幹 契約担当課 係長 契約担当課 主査 契約担当課 検査担当員 (発注担当課または依頼課) 総括監督員 主任監督員 一般監督員

説明請求を受理した日から5日以内に審議会を開催し、14日以内に工事成績評価点結果に関する説明請求書に対する回答書（別紙2）により契約検査課よりFAXにて回答するものとする。

ただし、審議会において説明請求等の件数の多数等により、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれのある場合は、回答期限を相当の期間延長することができる。

なお、審議会に諮ったにもかかわらず再度回答を求められた場合は、富田林市工事請負業務委託等業者選定委員会に諮り、回答するものとする。

(別紙1)

年 月 日

富田林市長 様

受注者名

工事成績評価点結果に関する説明請求書

年 月 日付け「工事成績評価点」の結果について、下記により説明を求めます。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 説明請求の理由

〔 担 当 者 :
電話番号 : 〕

以上

(別紙2)

年 月 日

受注者名

様

富田林市長

工事成績評価点結果に関する説明請求書に対する回答書

年 月 日付け「工事成績評価点」の結果に関する説明請求について、
下記により回答します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 説明請求に対する回答

以上

(様式4)
年 月 日

様

富田林市長
<公印省略>

工事成績評価点の通知について

竣工検査の結果は、下記のとおりです。

記

工 事 名	
工 事 業 種	
点 数	点
備 考	

以上